

彦根市火災予防条例の一部改正（素案）

1 改正の理由・概要

「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」(平成 24 年総務省令第 17 号)が平成 24 年 3 月 27 日に公布され、近年の電気自動車の普及に伴い設置が進められている電気自動車用の急速充電設備について、その特性等を踏まえた火災予防上必要な安全対策について全国的に統一した基準を定める必要があることから、これを対象火気設備等の種類に追加するとともに、これを設置する際の位置、構造および管理に関する基準の細目を新たに定めるなどの条例の制定に関する基準の改正が行われるものです。これに伴って、彦根市火災予防条例(昭和 48 年彦根市条例 24 号)に、対象火気設備等の種類に電気自動車用の急速充電設備を追加するとともに、これを設置する際の位置、構造および管理に関する基準の細目を新たに定めるものです。

2 改正素案の概要

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、次のとおり規定するものです。

- (1) 対象火気設備等の種類に急速充電設備を追加する。
- (2) 防火上有効な措置が講じられた構造に係る基準として、筐体を不燃性の金属材料で作ることとする。
- (3) 振動等により転倒、落下、破損等を生じない構造の基準として、急速充電設備を堅固に床、壁、支柱等に固定することとする。
- (4) 急速充電設備の機能に支障を及ぼすおそれのない構造の基準として、雨水等の浸入防止措置を講じることとする。
- (5) (1)~(4)のほか、急速充電設備の位置、構造および管理に関する基準の細目等を定めるものとする。

3 施行期日

平成 24 年 1 月 2 日から施行します。

ただし、この条例の施行の際現に設置され、または設置の工事がされている急速充電設備のうち、改正後の規定に適合しないものについては、当該規定は適用しないこととします。